

平成 25 年度版 おきらく社労士の特定社労士受験ノート
【正誤のお知らせ】

(3599)

平成 25 年 10 月 17 日
 (株)住宅新報社 制作本部 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P269 解答指針中 上 3,4 行目	② XはY社に対し、平成 21 年 10 月 1 日より、本件解決の日まで毎月 10 日限り金 31 万 5,000 円の金員の支払を求める。	② XはY社に対し、平成 21 年 10 月 1 日以降、本件解決の日まで、 支払済みを除き 、毎月 10 日限り金 31 万 5,000 円の支払を求める。 ※ 第 8 回試験の第 1 問小問 (1) の記述に合わせました。
P309 解答指針中 上 3,4 行目	③ XはY社に対し、平成 23 年 11 月 1 日以降、本件解決の日まで毎月 25 日限り、金 46 万円の支払を求める	③ XはY社に対し、 平成 24 年 11 月 1 日 以降、本件解決の日まで、 支払済みを除き、毎月 10 日 限り、金 46 万円の支払いを求める。 請求の意味…平成 24 年 11 月 1 日から賃金は、平成 24 年 12 月 10 日に最初の賃金支払日となりますから、その日に 46 万円の支払を求め、以後毎月 10 日も同様となります。
P315 考え方 中 上 10, 11 行目	以上のことから、社会保険労務士法第 22 条第 2 項第 1 号の制限を受けます。	以上のことから、社会保険労務士法第 22 条第 2 項第 1 号 または第 2 号 の制限を受けます。 「または第 2 号」を追加した意味…当初、「一般的な説明」ということで、「助言」していると考えました。しかし、倫理的な観点から、受任に際するハードルを高くするために、解答指針では、「少なくとも社会保険労務士法第 22 条第 2 項 第 2 号 」と記述しました。これは、読者の皆様を惑わせることになったため、訂正をいたします。